

第四節 規則およびカリキュラムの変遷

一 規則

明治二十二年一月、「東京音楽學校規則」が制定された。これは前年四月に仮定された「入學志願者心得」を検討し、より詳細に規定する形で作成されたものである。「心得」の内容は、のちの「規則」の「教旨」（二十五年以降は「總則」となる）、「入學、在學、退學」、「試業及卒業證書」などに相当する部分を含み、ことに「教旨」などにおいてはほとんどそのまま受け継がれているが、選科、研究科に対する規定はなく、二十二年の「規則」を準備するために、文字通り仮定されたものと推測される。諸書式に関しては変更はないが、「規則」では「入學證書」に続いて、保証人に関する「保證書式」が規定されている。ここでは「入學志願者心得」のうち、「規則」にそのまま引き継がれている書式の部分を除く全文を挙げておこう。「心得」と「規則」の冒頭の一文、それに入學試験科目に関する規定を比較されたい。二十一年の「心得」では、まだ「高等小學校卒業以上若クハ之ト同等ノ學力」という規定はなく、音楽取調掛の「傳習生心得」に近い形がとられている。

入學志願者心得假定

- 一 本校學科ヲ分チテ豫科、師範部、及ヒ專修部トス
- 一 入學生徒ハ最初一ケ年間ハ豫科ニ入學ヲ許シ音樂普通ノ學科ヲ修メシメ一年ヲ經テ更ニ試験ノ上其學部ヲ定ムルモノトス

但豫科ノ修業ヲ卒ヘ何レノ學部ニモ入學許可ヲ與ヘカタキ者ニハ其節退學ヲ命スベシ

- 一 師範部ハ音樂教員タルベキ志願ノ者ニ入學ヲ許シ修業年限ハ豫科共通シテ凡ソ二ケ年トス

- 一 專修部ハ音樂ニ特別ノ才能ヲ具フル者ヲ特ニ撰拔シテ入學ヲ許シ修業年限ハ豫科共通シテ凡ソ四ケ年トス

- 一 授業料ハ當分一ケ月金壹圓トス

- 一 本校生徒タルヲ得ベキ者ハ男女ニ係ラズ滿十四年以上廿年以下ニシテ品行端正ノ證明ヲ具ヘ且父兄若クハ親族ヨリ修業中ノ費用其他學習上一切差支ナキ保證狀ヲ出シ左記ノ試験ニ及第スル者タルベシ

體格 身體健康

發音 發音及聽音

讀書 國史略、日本外史ノ類講讀

作文 書翰文、假名交り文

算術 四則、比例等ノ中

英語 綴字、讀法、文法ノ類

以下、「入學願」「履歷書」「學習保證狀」「入學證書」の各書式については「東京音楽學校規則」と同一であるため省略する。

- 一 生徒ノ證人ハ丁年以上ニシテ相當ノ資産ヲ有シ一名ハ父兄親族尙一名ハ府内ニ住居シ一家計ヲ立ル者ニ限ル
- 但入學證書ニ證人財産調書ヲ添付スルヲ要ス

一 在學中品行端正ニシテ所定ノ學科ヲ完了シタル者ニハ卒業證書ヲ授與スベシ

以上

〔手書き〕

（『明治二十一年東京音樂學校學事年報』）

「東京音樂學校規則」が制定された明治二十二年から、『東京音樂學校一覽』の発行が開始される。今日、本学に残されている資料のうち、二十一年の規則を知る手掛りとなるものは、前出の書類『東京音樂學校學事年報』のみであるが、二十二年以降に関しては、この各年の『年報』に基づいて作成され、毎年発行される『一覽』に見ることが出来る。以下、明治時代の本校の規則の変遷を『一覽』に基づいて整理してみよう。第四節中の以下の資料の出典はすべて『東京音樂學校一覽』である。

二十二年に制定された規則は、明治時代のうちにその後三度、大幅に改正されている。まず高等師範学校附属となった二十六年、ついで再独立後の三十三年、そして四十二年である。このうち四十二年に改正された規則はその後、大正、昭和を通じて、少しずつ改正されながらも東京音樂学校の間じゅう基本として生かされているため、ここでは明治四十一年までの規則を扱い、四十二年以降については第二巻で取りあげることとする。規則の変遷の扱い方としては、二十二年、二十六年、三十三年の三回についてはその年の規則全体を記載し、それ以外の年については改正の行われた箇所のみを記すこととする。なお年ごとの区分については、『東京音樂學校一覽』に倣い、たとえば「明治二十二年～二十三年」という表記法をとる。ただしこの場合、学年の始まりは、以下の資料に見られるように、二十二年当初は九月十日であったが、三十八年から師範科が四月一日となり、四十年には全科四月一日と改正される。

明治二十二年～二十三年

第一 教旨

第一條 本校ハ汎ク音樂専門ノ教育ヲ施シ善良ナル音樂教員及音樂師ヲ養成スル所トス

第二條 本校ノ學科ハ大別シテ豫科本科トス本科ヲ分チテ師範部及專修部ノ二部トス

第三條 豫科ハ音樂普通ノ學科ヲ修メシムルモノニシテ其修業年限ハ一ケ年トス

第四條 豫科卒業ノ上試験ヲ行ヒ音樂ニ特別ノ才能ヲ有スルモノハ專修部ニ入ラシメ音樂教員ニ適當ナルモノハ師範部ニ入ラシムベシ

但何レノ學部ニモ入學許可ヲ與ヘ難キモノハ此際退學セシメ又ハ選科ニ轉ゼシムルコトアルベシ

第五條 師範部ハ音樂教員タルベキ學科ヲ修メシムルモノニシテ其修業年限ハ二ケ年トシ之ヲ分チテ二學級トス

第六條 專修部ハ各科専門ノ音樂ヲ修メシムルモノニシテ其修業年限ハ三ケ年トシ之ヲ分チテ三學級トス

第七條 各生徒ノ學部及専門科ヲ定ムルハ本校ノ指示ニ從フベキモノトス

第八條 本校生徒ハ各自ノ志願ニ係ル者ト各府縣廳若クハ諸學校ノ特選ニ係ル者トノ二種トス

第九條 本校生徒タルヲ得ベキ者ハ男女ヲ論ゼズ滿十四年以上二十年以下ニシテ品行端正ノ證明ヲ具ヘ且各自志願ニ係ルモノハ父兄若クハ親戚ヨリ各府縣廳諸學校ノ特選ニ係ルモノハ當該官廳諸學校ヨリ修業中ノ費用其他學習上一切差支ナキ保證狀ヲ出シ入學試験ニ及第スル者タルベシ

第二 學科課程

〔本節二項「カリキュラム」に別記〕

第三 學年、學期、休業

第一條 學年ハ九月十一日ニ始リ翌年七月十日ニ終ル

第二條 學年ヲ分チテ三學期トシ第一期ハ學年ノ始ヨリ十二月廿四

日ニ至リ第二期ハ翌年一月八日ヨリ三月三十一日ニ至リ第三期ハ

四月八日ヨリ學年ノ終ニ至ル

第三條 年中休業日左ノ如シ

日曜日 毎週

秋季皇靈祭 秋分日

神嘗祭 十月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月廿三日

冬期休業 十二月廿五日ヨリ
翌年一月七日マデ

孝明天皇祭 一月三十日

紀元節 二月十一日

春季皇靈祭 春分日

第二學期後休業 四月一日ヨリ
同七日マデ

夏期休業 七月十一日ヨリ
九月十日マデ

第四條 授業時間ハ毎週三十時間トス

第四 入學、在學、退學

第一條 入學ノ期ハ毎年一回ニシテ其學年ノ始ニ於テス

第二條 入學志願者ハ左ニ掲クル科目ニ合格スル者タルヘシ選科ヨ

リ正科ニ轉スル者モ亦同シ

入學試験科目

體格 身體健康

學力 高等小學校卒業以上若クハ之ト同等ノ學力

唱歌 唱歌集初編卒業以上

英語 綴字、讀法、文法ノ類

第三條 入學志願者ハ左ノ書式ニ據リ入學願書履歷書及學習保證狀
ヲ本校ヘ差出スベシ

第一號

入學願書式(用紙美濃)

入 學 願

私儀音樂修業志願ニ付入學御許可被下度依テ履歷書及學習保證
狀相添此段相願候也

何府何國何區何町何番地
何縣何國何郡何村何番地
族籍

何某子女兄弟姉妹或ハ戸主

本人姓名印

何年何月日生

年月日

現住所何々
右之者從來之行狀ニ關シ不都合ノ廉無之候條拙者證人ニ相立致
保證候也

東京府何區何町何番地

年 月 日 東京音楽學校 御 中	族 籍 證 人 姓 名 印
第二號 履歷書式(用紙同上)	
履 歷 書 本人生所何々 現住所何々 父職業何々 何年月日何處ノ誰ニ就キ何學修業何科目或ハ何書ヲ修メ何年何月何々ノ事故ヲ以テ退廢學又ハ何學ニ轉ス云々 何年月日何校又ハ何某ニ從ヒ何々ヲ修メ何期又ハ何等級卒業云々 何年月日ヨリ何年月日マデ何業經營又ハ何件ニ從事云々 何年月日ヨリ現今マデ何學又ハ何藝ニ從事又ハ何處ニ就職云々 自己履歷中賞罰等ニ關スルモノアレバ詳細之ヲ記入スベシ 右之通ニ有之候也 年 月 日	族 籍 本人 姓 名 生 年 何 月 日 現 齡 何 年 何 月 何 日

第三號 學習保證狀書式(用紙同上)	學習保證狀 私(子女兄弟姉妹又ハ何親戚)何某儀今般音樂修業志願ヲ以テ御校ヘ入學願出候處本人儀若シ幸ニ入學御許可相成候上ハ御校在學中學費ハ勿論學習上一切之儀ニ付聊モ差支無之様可致仍テ此段保證仕候也 右何某父兄又ハ何親戚 何 誰 印 年 月 日 東京音楽學校長何某殿
第四條 入學許可ヲ得タル者ハ左ノ書式ニ據リ入學證書ヲ出スベシ 第四號 入學證書式(用紙同上)	
入 學 證 書 私儀今般音樂修業志願ヲ以テ御校ヘ入學御許可相成候ニ就テハ諸規則等堅ク相守專心勤學可仕此段相誓候也 何_府縣何國何_郡何_町何番地 現住所何々 族 籍 年 月 日 姓 名 印 生 年 月 日 右何某在學中一切ノ事件ハ私共負擔シ且學習上一切差支無之様	入 學 證 書 私儀今般音樂修業志願ヲ以テ御校ヘ入學御許可相成候ニ就テハ諸規則等堅ク相守專心勤學可仕此段相誓候也 何_府縣何國何_郡何_町何番地 現住所何々 族 籍 年 月 日 姓 名 印 生 年 月 日 右何某在學中一切ノ事件ハ私共負擔シ且學習上一切差支無之様

可仕候乃チ證書如此候也

住所

族籍

年月日

證人 姓

名 印

住所

族籍

生年月日

右何某父兄又ハ何親戚

證人 姓

名 印

生年月日

東京音樂學校長何某殿

尙向後轉居改印等致候節ハ速ニ御届書可差出候也

第五條 生徒ノ證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ相當ノ資産ヲ有シ一名

ハ其父兄親戚尙一名ハ府内ニ住居シテ一家計ヲ立テ身元ノ正確ナル者タルベシ

但證人資産ノ證明ヲ爲サシムルコトアルベシ

第六條 保證人ノ内死去若クハ他府縣へ轉居若クハ其他ノ事故アリ

テ證人ヲ變更スルトキハ其届書ニ保證書ヲ添ヘ其旨速ニ届出ベシ

第七條 保證人一ヶ月以上ノ旅行ヲ爲ントスルトキハ代理人ヲ立テ出發及歸京共速ニ其旨ヲ届出ツベシ

第五號

保證書式(用紙同上)

保證書

舊保證人 姓 名

右生徒何某ノ保證人ニ相立居候處何々ノ事故ニ由リ拙者引繼キ保證人ニ相立在學中ノ事件ハ一切私共負擔シ且學習上一切差支無之様可仕候依テ證書如此候也

住所

族籍

年月日

姓 名

生年月日

住所

族籍

右何某父兄又ハ何親戚

姓 名

生年月日

東京音樂學校長何某殿

尙向後轉居改印等致候節ハ速ニ御届書可差出候也

第八條 生徒ハ左ノ諸項ヲ堅ク相守ルベシ

第一 生徒就學中校則及告諭等相守ルベキハ云フニ及バズ家庭ニ

在リテモ其進退舉動ヲ謹ミ品行ト學藝トヲ共ニ進修スルヲ務ト

スベシ其校内校外ニ在ルヲ問ハズ若シ此ニ背戾シテ怠惰不品行

ナル者ハ退校其他相當ノ罰責ヲ免レザルベシ

第二 生徒疾病其他事故アリテ一日缺課スルトキハ當日乃至翌日

中ニ保證人若クハ父兄ヨリ其旨届出ツベシ二日以上缺課スルト

キハ其事由及ビ日數ヲ詳記シ届出ツベシ若シ疾病七日以上ニ及

ブトキハ醫證ヲ添テ其旨届出ツベシ

第三 生徒本校在學中ハ何レノ場所ヲ問ハズ校外ニ在テ其學藝ヲ

他人ノ前ニ演ズルヲ許サズ

但特ニ學校長ノ許可ヲ得タル場合ハ此限ニアラズ

第四 生徒本校ニ在リテ學習スル所ヲ校外ニ於テ更ニ餘人ニ就テ學習スルヲ許サズ

第五 生徒在學中校外ニ在リテ他人ニ教授スルヲ許サズ

第六 本校ノ書器ヲ汚染毀損スルモノハ之ヲ辨償セシム

第七 轉居改印等其他身上ニ異動アルトキハ其旨速ニ届出ベシ

第九條 學業不進歩ニシテ成業ノ目途ナキモノ數度規則ヲ犯シ告諭ニ背クモノ等ハ退學ヲ命ズベシ

第十條 生徒疾病ニ罹リ若クハ其他止ムヲ得ザル事故アルニ非レバ半途退學スルヲ許サズ

第五 選科

第一條 洋琴、風琴、バイオリン、唱歌ノ中特ニ一科目若クハ二三科目ヲ選ビテ學習セント欲シ入學ヲ願出ル者アルトキハ試験ノ上

選科生トシテ入學ヲ許ス

第二條 選科生ハ男女ヲ論セズ年齡滿九年以上ニシテ所選ノ科目ヲ學修スルニ堪フルト認ル者ニ限ルベシ

第三條 選科生ハ所選ノ科目ニ就テ正科生ト同シク課業及試業ヲ受クベシ

第四條 選科生ハ在學期限ヲ定メズトイヘトモ一學年以上在學シ試験合格ノ者ニハ願ニ依リ退學ノ際修業證明狀ヲ付與スベシ

第五條 選科生授業料ハ一ヶ月金壹圓以上三圓以下トス

第六條 選科生ハ特ニ該生徒ノ爲メニ設ル所ノ規則ノ外ハ渾テ正科

生ト同シク之ヲ遵守スベシ

第六 研究科

第一條 專修部卒業生ニシテ猶其學術ヲ精究セント欲シ研究生タラシコトヲ願出ル者アルトキハ詮議ノ上許可スルコトアルベシ

第二條 研究生ノ研究期限ハ二ケ年ヲ以テ一期トス

第三條 研究生ハ保證人ヲ要セズ授業料ヲ徴收セズ

第四條 研究生ハ實地研究ノ爲メ時々本校ノ授業ヲ補助セシムルコトアルベシ

但此場合ニ於テハ授業補助時間ノ多少ニヨリ相當ノ手當金ヲ給與スルコトアルベシ

第五條 研究生ハ文部省直轄學校若クハ他官廳ノ依頼ニヨリ其學校等ニ派出シテ授業ヲ實修スルコトアルベシ

第六條 研究科二ケ年以上ヲ經タル者ニアラザレバ本校教員ノ選舉ニ當ルコトヲ得ベカラザルモノトス

第七條 研究生ハ特ニ該生徒ノ爲メニ設ル所ノ規則ノ外ハ渾テ正科生ト同ジク之ヲ遵守スベシ

第七 試業及卒業證書

第一條 試業ヲ分チテ定時試業及臨時試業ノ二種トス定時試業ハ每學期ノ末ニ施行シ臨時試業ハ各教員ノ見込ニヨリ一學期內二度以上六度以下臨時ニ施行スルモノトス

第二條 生徒平素ノ品行ハ教員會議ニ於テ其良否ヲ判定ス

第三條 定時及臨時試業ノ評點ハ各科目一百ヲ以テ最高點トス

第四條 各生徒一學期間一科目ノ評點ハ其學期中臨時試業ノ評點平均數ニ其定時試業ノ評點ヲ加ヘテ之ヲ二分シタルモノトス

第五條 各生徒ノ一學年間一科目ノ評點ハ三學期ノ得點ヲ合計シ之ヲ三分シタルモノトス

但一科目ノ授業一學期ニ止ルモノハ其得點ヲ以テ學年評點トス
第六條 各生徒一學期間學習セル全科目ノ評點ハ其總科目ノ評點ヲ平均シテ之ヲ定メ以テ其席順ヲ進退シ且及第ト落第トヲ定ムルモノトス

第七條 學年評點ハ全科目ノ評點數五十點未滿ノ者若クハ其五十點以上ニ至ルモ一科目ノ評點三十點未滿ノ者ハ落第トス二科目以上三十點未滿ノ者及再度落第スル者ハ退校ヲ命ズベシ

但臨時及定時ノ試業成績全科目ノ評點數六十點以上ニ及ブ者ハ此限ニアラズ

第八條 凡ソ試業ニ欠席スル者ハ渾テ零點ヲ與フルモノトス但止ムヲ得ザル事情アリテ其證明ナル者ハ詮議ノ上次學期若クハ次學年ノ始業後二週間以內ニ於テ追試業ヲ許スコトアルベシ

第九條 學藝品行共ニ特ニ優等ニシテ後來大成スベキ見込アルモノハ特待生トナシ一學期若クハ一學年間ノ授業科ヲ免除スルコトアルベシ

第十條 成規ノ試業ヲ經所定ノ學科ヲ完了シタルモノニハ卒業證書ヲ付與スベシ

但シ專修部卒業生中優等ノ者ニハ卒業證書ノ外猶第一等若クハ第二等ノ賞狀ヲ付與スルコトアルベシ

豫科修業證書式(用紙鳥子)

第 何 號

豫科修業證明書

族籍

姓

名

生年月日

右ハ本校所定ノ豫科ヲ履修セリ仍テ之ヲ證ス
年 月 日

東京音樂學校

師範部及專修部卒業證書式(用紙同上)

卒業證書

族籍

姓

名

生年月日

右ハ本校^{師範部}所定ノ學術全科ヲ修メ成規ノ試業ヲ完了シ
テ能ク其業ヲ卒フ仍テ之ヲ證ス
年 月 日

東京音樂學校長位勲姓名印

第十一條 生徒在學中ノ人物ヲ査定シ優等及尋常ノ二種トシ卒業ノ際其證書ヲ付與ス

第八 授業料

第一條 授業料ハ一ヶ月金壹圓トシ毎月十五日限り本校會計員ニ納付スベシ

第二條 夏期休業ノ七八兩月分及本校ノ都合ニヨリ三十日以上休業スルトキハ其分ノ授業料ヲ徴セズ但生徒ノ都合ニヨリ缺席三十日

以上ニ及ブ者及一ヶ月未滿ニシテ退學スルモノアルモ其月ノ授業料ヲ徵ス

第三條 定日ニ於テ授業料ヲ納付セザルモノアルトキハ未納中停學ヲ命シ之ヲ保證人ヨリ徵收ス

明治二十五年〜二十六年

四月十五日、文部省専門普通兩學務局長より本校特選生募集について道庁府県に照会があり、三十日、特選生の年齢に関する通牒が追加された。九月にはこれに応じて推薦された十二名が仮入学を許可された。

東京音樂學校生徒募集ノ儀ニ關シ專普兩學務局

長ヨリ各府縣へ通牒(二十五年四月十五日)

音樂唱歌ハ普通教育上必要ナル一科目トシテ小學校中學校教師範學校ニ於テ追々之ヲ課スル様相成候へ共相當ノ技能ヲ具へ授業ノ方法等ニ通スルノ教員ハ目下欠乏ノ姿ニ候へハ之ヲ養成スルハ緊要ノ儀ト存候抑モ音樂唱歌ハ一種ノ技藝ニ屬スルモノナレハ一般ノ教員ハ勿論尋常師範學校卒業生ニ於テモ悉ク此藝ヲ具ヘシムルコトハ事實ニ於テ困難ナル儀ニ有之隨テ音樂唱歌ノ爲メニ自然專科ノ教員ヲ要スルノ場合ナキニアラス又大ナル高等小學校等ニ於テハ唱歌教授時間ノ合計十數時ニ渉ルモノ少シトセサレハ一人ノ專科教員ヲ任用スルモ經濟上不都合有之間敷ト存候尤モ音樂唱歌ヲ教授スルモ他ノ諸學科ト連絡ヲ保チ互ニ相補益セシムルコトノ十分ナラサルカ爲メ眞ニ普通教育ノ旨趣ヲ達スルコト能ハサルヤノ憾ナキ能ハス故ニ成ルヘク教員免許狀ヲ有スルモノ若クハ教授上經驗アルモノ、中其技能

ニ長スルモノヲ撰ヒ地方ノ公費又ハ其他ノ方法ヲ以テ學資ヲ給シ若クハ學資ノ幾分ヲ補助シ東京音樂學校ニ在學セシメ卒業ノ上音樂唱歌ノ教員ニ充テ以テ將來普通教育上音樂唱歌ヲシテ眞正ノ價值ヲ保タシムルハ頗ル緊要ノ儀ト存候右ノ目的ヲ達センカ爲メ東京音樂學校ニ於テハ生徒ノ一部ニ特選生ナルモノヲ置キ天稟ノ音樂ニ適スルモノニシテ將來地方ニ於テ小學校尋常中學校及尋常師範學校等ノ教員タラシムヘキ見込アルモノヲ地方廳若クハ學校等ノ特選ヲ以テ入學セシムル規程ヲ設ケ本年モ來九月中募集可致候條貴道廳(府縣)ニ於テモ成ルヘク右特選生ヲ派出セラレ候様御計畫相成度致希望候右入學在學等ニ關スル諸項ハ豫テ同校ヨリ及御送付置候規則書及別記條項ヲ參考セラレ來六月三十日ヲ期シ特選生派出ノ有無御回答有之度此段及御照會候也

別記

一 東京音樂學校規則第一章

第八條 本校生徒ハ各自ノ志願ニ係ルモノト各府縣廳若クハ諸學校ノ特選ニ係ルモノトノ二種トス

第九條 本校生徒タルヲ得ヘキモノハ男女ヲ論セス滿十四年以上二十年以下ニシテ品行端正ノ證明ヲ具ヘ且各自志願ニ係ルモノハ父兄若クハ親戚ヨリ各府縣廳諸學校ノ特選ニ係ルモノハ當該官廳諸學校ヨリ修業中ノ費用其他學習上一切差支ナキ保證狀ヲ出シ入學試験ニ及第スルモノタルヘシ

一 修業年限

當該生徒音樂上ノ學力ニヨリ二年乃至四年トス

小學校教員免許狀ヲ有スル者若クハ尋常中學校卒業生ハ音樂科ノミヲ授ケ二箇年間ヲ以テ卒業セシムルコトアルヘシ

一 入學者ノ學力

高等小學校卒業以上若クハ之ト同等ノ學力ヲ具ヘ小學唱歌集初編卒業以上ノ者

右地方長官ニ於テ適當ト認定シタル者ハ試験ヲ要セス直ニ假入學ヲ許スヘシ

一 學資

修業月費凡金六七圓内外ノ見込但授業料共

一 生徒ハ總テ通學トス

一 生徒修業上校舍内ニ於テ用フル必要ノ樂器ハ貸附スヘシ

特選生ノ年齡ニ關シ通牒(明治廿五年四月三十日)

本月十五日普甲七八六號ヲ以テ東京音樂學校生徒募集ノ儀ニ關シ及御照會置候別記第一項ニ該校ノ生徒タルヲ得ヘキ者ハ其年齡十四年以上廿年以下ト有之候處教員免許狀ヲ有シ若クハ教育上經驗アルモノニシテ生來音樂ノ技能ヲ具ヘ成業ノ目途確實ナリト認定セラル、者アルトキハ二十年以上ト雖モ特ニ入學ヲ許スコト可有之儀ト御承知相成度此段及御通牒候也

この制度は三十三年九月一日の規則改正のさい廃止されたが、實質的にはこれを引き継ぐような形で乙種師範科が生れた。

なお参考のため、この特選生の実際に関する報告を、その後の『東京音樂學校學事年報』の中からいくつか挙げておこう。

『明治二十六年度學事年報』より

學年ノ始メ募集ニ應シ道廳府縣長官ノ撰拔ニヨリ派遣セラレ假入學ヲ許シタル特選生ノ内學藝共ニ優等ニシテ尋常師範學校卒業及之ト同資格ヲ有スル者七名ヲ撰擇シ本科師範部一等級ヘ編入シ其他ハ豫科ニ編入セリ

『明治二十八年年度學事年報』より

明治二十五年九月北海道廳長官其他ノ縣知事ヨリ薦選シ特選生トシテ入學ヲ許可シタルモノ、内師範部生徒五名ハ本年三月所定ノ學術分科ヲ履修シタルニヨリ經伺ノ上特ニ假卒業證書ヲ授與セリ

『明治二十九年年度學事年報』より

九月上旬生徒ヲ募集シ競爭試験ノ上若干名ヲ入學セシメ明治廿五年文部省專門普通兩學務局長ヨリ本校生徒募集ニ關スル地方長官ヘ照會ノ趣旨ニ據リ京都岐阜及岡山等ノ府縣知事ハ尋常師範學校卒業生若干名ヲ選拔シテ派遣セリ其特選生ハ皆相當ノ學力アルモノト認め無試験ニテ豫科ヘ假入學ヲ許可セリ

『明治三十年度學事年報』より

本學年ノ始メ入學志望者ヲ募集シ二回競爭試験ヲ行フ此試験ニ合格シタル者ハ第一回二八名第二回二八名僅一名ニ過キス其他臨時試験合格者一名アリタリ又本校規則第八條第九條及明治二十五年文部省專門普通兩學務局長ヨリ生徒募集ニ關シ地方長官ヘ照會シタル趣旨ニヨリ埼玉山梨及奈良縣知事ノ特選ニ係ル尋常師範學校卒業生小學校教員免許狀ヲ有スルモノ等ノ内二名ハ相當ノ學力アリト認め無試験ニテ假入學ヲ許シ一學期間ノ成績ニヨリ本科或ハ豫科ニ編入スルコトトシ其他ノモノハ學力不充分ト認め競爭試験ニ附シタリ

明治二十六年～二十七年

六月二十九日に発せられた勅令第六十二号により、東京音楽学校は九月一日より高等師範学校附属音楽学校となる。これに先立ち、「三月實際ノ授業時間ヲ増スノ必要ヲ感シ規則第六章中試業規程ヲ改正シ同年六月生徒疾病ニ罹リ數ヶ月間修學シ能ハザルモノ、爲メニ休學規程ヲ設ク」(この年度の『一覽』の該当箇所欠落のため『高等師範学校附属音楽学校一覽 從明治廿七年至明治廿八年』十六頁参照)という趣旨に沿って規則改正が行われているが、これが規則中に成文化されたのは二十六年度からである。

この年の変更に関して記しておく、「授業料」の項目がこれまでの規則第八から第五に、また「試業及卒業證書」が第七から第六へとそれぞれ繰り上がり、そのあと、これまでとは逆に「研究科」「選科」の順で続く。そして新たに第九「休學規程」が付加される。

第一 總則

第一條 本校ハ汎ク音樂専門ノ教育ヲ施シ善良ナル音樂教員及音樂師ヲ養成スル所トス

第二條 本校ノ學科ハ大別シテ豫科本科トス本科ヲ分チテ師範部及專修部ノ二部トス

第三條 豫科ハ音樂普通ノ學科ヲ修メシムルモノニシテ其修業年限ハ一ケ年トス

第四條 豫科卒業ノ上試験ヲ行ヒ音樂ニ特別ノ才能ヲ有スルモノハ專修部ニ入ラシメ音樂教員ニ適當ナルモノハ師範部ニ入ラシムヘシ

但何レノ學部ニモ入學許可ヲ與ヘ難キモノハ此際退學セシメ又ハ選科ニ轉ゼシムルコトアルベシ

第五條 師範部ハ音樂教員タルヘキ學科ヲ修メシムルモノニシテ其修業年限ハ二ケ年トシ之ヲ分チテ二學級トス

第六條 專修部ハ各科専門ノ音樂ヲ修メシムルモノニシテ其修業年限ハ三ケ年トシ之ヲ分チテ三學級トス

第七條 各生徒ノ學部及専門科ヲ定ムルハ本校ノ指示ニ從フヘキモノトス

第八條 本校生徒ハ各自ノ志願ニ係ルモノト各府縣廳若クハ諸學校ノ特選ニ係ル者トノ二種トス

第九條 本校生徒タルヲ得ヘキ者ハ男女ヲ論セス滿十四年以上二十年以下ニシテ品行端正ノ證明ヲ具ヘ且各自志願ニ係ルモノハ父兄若クハ親戚ヨリ各府縣廳諸學校ノ特選ニ係ルモノハ當該官廳諸學校ヨリ修業中ノ費用其他學習上一切差支ナキ保證狀ヲ出シ入學試験ニ及第スル者タルヘシ

第二 學科課程

〔本節二項「カリキュラム」に別記〕

第三 學年、學期、休業

第一條 學年ハ九月十一日ニ始リ翌年七月十日ニ終ル

第二條 學年ヲ分チテ三學期トシ第一期ハ學年ノ始ヨリ十二月廿四日ニ至リ第二期ハ翌年一月八日ヨリ三月三十一日ニ至リ第三期ハ四月八日ヨリ學年ノ終ニ至ル

第三條 年中休業日左ノ如シ

日曜日

毎週

秋季皇靈祭

秋分日

神嘗祭

十月十七日

天長節

十一月三日

新嘗祭

十一月廿三日

冬期休業

十二月廿五日ヨリ
翌年一月七日マデ

孝明天皇祭

一月三十日

紀元節

二月十一日

春季皇靈祭

春分日

第二學期後休業

四月一日ヨリ
同七日マデ

夏期休業

七月十一日ヨリ
九月十日マデ

第四條 授業時間ハ毎週三十時間トス

第四 入學、在學、退學

第一條 入學ノ期ハ毎年一回ニシテ其學年ノ始ニ於テス

第二條 入學志願者ハ左ニ掲グル科目ニ合格スル者タルヘシ選科ヨ

リ正科ニ轉スル者モ亦同ジ

入學試験科目

體格 身體健康

學力 高等小學校卒業以上若クハ之ト同等ノ學力

唱歌 唱歌集初編卒業以上

英語 綴字、讀法、文法ノ類

第三條 入學志願者ハ左ノ書式ニ據リ入學願書履歷書及學習保證狀

ヲ本校ヘ差出スヘシ

第一號

入學願書式（用紙美濃）

入 學 願

私儀音樂修業志願ニ付御校附属音樂學校ヘ入學御許可被下度
依テ履歷書及學習保證狀相添此段相願候也

何府何國何區何町何番地
何縣何國何郡何村何番地

族籍

何某子女兄弟姉妹或ハ戸主

年 月 日

本人姓名印

何年何月何日生

現住所何々

右之者從來之行狀ニ關シ不都合ノ廉無之候條拙者證人ニ相立致
保證候也

東京府何區何町何番地

族籍

年 月 日

證人姓名印

高等師範學校御中

第二號

履歷書式（用紙同上）

履 歷 書

族籍

本人姓名

生年何月日

本人生所何々

現齡何年何ヶ月

現住所何々

父職業何々

何年月日何處ノ誰ニ就キ何學修業何科目或ハ何書ヲ修メ何年何

月何々ノ事故ヲ以テ退廢學又ハ何學ニ轉ス云々

何年月日何校又ハ何某ニ從ヒ何々ヲ修メ何期又ハ何等級卒業云

々

何年月日ヨリ何年月日マデ何業經營又ハ何件ニ從事云々

何年月日ヨリ現今マデ何學又ハ何藝ニ從事又ハ何處ニ就職云々

自己履歷中賞罰等ニ關スルモノアレバ詳細之ヲ記入スヘシ

右之通ニ有之候也

年 月 日

第三號

學習保證狀書式(用紙同上)

學習保證狀

私(子女兄弟姉妹又ハ何親戚)何某儀今般音樂修樂志願^(ヤ)ヲ以テ
御校附屬音樂學校へ入學願出候處本人儀若シ幸ニ入學御許可相
成候上ハ御校在學中學費ハ勿論學習上一切之儀ニ付聊モ差支無
之樣可致仍テ此段保證仕候也

右何某父兄又ハ何親戚

年 月 日

何 誰 印

高等師範學校長何某殿

第四條 入學許可ヲ得タル者ハ左ノ書式ニ據リ入學證書ヲ出スベシ
第四號

入學證書式(用紙同上)

入學證書

私儀今般音樂修樂志願ヲ以テ御校附屬音樂學校へ入學御許可相
成候ニ就テハ諸規則等堅ク相守專心勤學可仕此段相誓候也

何府何國何區何町何番地
縣何郡何村

現住所何々

族籍

年 月 日

姓 名 印

生年月日

右何某在學中一切ノ事件ハ私共負擔シ且學習上一切差支無之樣
可仕候乃チ證書如此候也

住所

族籍

年 月 日

證人 姓 名 印

生年月日

住所

族籍

右何某父兄又ハ何親戚 證人 姓 名 印

生年月日

高等師範學校長何某殿

尙尙後轉居改印等致候節ハ速ニ御届書可差出候也

第五條 生徒ノ證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ相當ノ資産ヲ有シ一名ハ其父兄親戚尙一名ハ府内ニ住居シテ一家計ヲ立テ身元ノ正確ナル者タルヘシ

但證人資産ノ證明ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第六條 保證人ノ内死去若クハ他府縣ヘ轉居若クハ其他ノ事故アリテ證人ヲ變更スルトキハ其届書ニ保證書ヲ添ヘ其旨速ニ届出ヘシ
第七條 保證人一ヶ月以上ノ旅行ヲ爲ントスルトキハ代理人ヲ立テ出發及歸京共速ニ其旨ヲ届ツヘシ

第五號

保證書式(用紙同上)

保 證 書

舊保證人 姓 名

右附属音楽學校生徒何某ノ保証人ニ相立居候處何々ノ事故ニ由リ拙者引繼キ保證人ニ相立在學中ノ事件ハ一切私共負擔シ且學習上一切差支無之様可仕候依テ證書如此候也

住所

族籍

年 月 日

姓 名 印

生年月日

住所

族籍

右何某父兄又ハ何親戚 姓 名 印

生年月日

高等師範學校長何某殿

尙尙後轉居改印等致候節ハ速ニ御届書可差出候也

第八條 生徒ハ左ノ諸項ヲ堅ク相守ルベシ

第一 生徒就學中校則及告諭等相守ルベキハ云フニ及バズ家庭ニ在リテモ其進退舉動ヲ謹ミ品行ト學藝トヲ共ニ進修スルヲ務トスベシ其校内校外ニ在ルヲ問ハズ若シ此ニ背戾シテ怠惰不品行ナル者ハ退校其他相當ノ罰責ヲ免レザルベシ

第二 生徒疾病其他事故アリテ一日缺課スルトキハ當日乃至翌日中ニ保證人若クハ父兄ヨリ其旨届出ヅベシ二日以上缺課スルトキハ其事由及ヒ日數ヲ詳記シ届出ヅベシ若シ疾病七日以上ニ及ブトキハ醫證ヲ添テ其旨届出ヅベシ

第三 生徒本校在學中ハ何レノ場所ヲ問ハズ校外ニ在テ其學藝ヲ他人ノ前ニ演スルヲ許サズ

但特ニ學校長ノ許可ヲ得タル場合ハ此限ニアラズ

第四 生徒本校ニ在リテ學習スル所ヲ校外ニ於テ更ニ餘人ニ就テ學習スルヲ許サズ

第五 生徒在學中校外ニ在リテ他人ニ教授スルヲ許サズ

第六 本校ノ書器ヲ汚染毀損スルモノハ之ヲ辨償セシム

第七 轉居改印等其他身上ニ異動アルトキハ其旨速ニ届出ベシ

第九條 學業不進歩ニシテ成業ノ目途ナキモノ數度規則ヲ犯シ告諭ニ背クモノ等ハ退學ヲ命スベシ

第十條 生徒疾病ニ罹リ若クハ其他止ムヲ得ザル事故アルニ非レバ半途退學スルヲ許サズ

第五 授業料

第一條 授業料ハ一ヶ月金壹圓トシ毎月十五日限り本校會計員ニ納付スヘシ

第二條 夏期休業ノ七八兩月分及本校ノ都合ニヨリ三十日以上休業スルトキハ其分ノ授業料ヲ徴セズ但生徒ノ都合ニヨリ缺席三十日以上ニ及ブ者及一ヶ月未滿ニシテ退學スルモノアルモ其月ノ授業料ヲ徴收ス

第三條 定日ニ於テ授業料ヲ納付セサルモノアルトキハ未納中停學ヲ命シ之ヲ保證人ヨリ徴收ス

第六 試業及卒業證書

第一條 試業ヲ分チテ學年試業及臨時試業ノ二種トス學年試業ハ每學年末ニ施行シ臨時試業ハ第一學期及第二學期ニ二回第三學期ニ一回隨時施行スルモノトス

第二條 生徒平素ノ品行ハ教員會議ニ於テ其良否ヲ判定ス

第三條 凡ソ試業ノ評點ハ各科目一百ヲ以テ最高點トス

第四條 一科目ノ學期評點ハ該學期中ニ得タル臨時試業評點ノ總數ヲ試業ノ度數ヲ以テ除シタルモノトス

第五條 聲樂及器樂ノ學年評點ハ學期評點ノ平均數ニ學年試業ノ評點ヲ加ヘテ二分シタルモノトシ其他各科目ノ學年評點ハ學期評點ノ總數ニ學年試業ノ評點ヲ加ヘ之ヲ四除シタルモノトス

但第二項各科目ノ授業一學期ニ止マルモノハ本文ノ四除ヲ二除トシ二學期ニ止マルモノハ三除トス

第六條 全科目ノ學年評點ハ聲樂及器樂ノ學年評點ノ二倍ノ和ニ他

ノ各科目ノ學年評點ヲ加ヘ科目ノ數ニ二ヲ加ヘタルヲ以テ之ヲ除シタルモノトシ以テ生徒ノ席順及及第ト落第トヲ定ムルモノトス但全科目ノ學期評點ノ採點法モ本文ニ準ス

第七條 全科目ノ學年評點五十點未滿ノ者若クハ五十點ニ及フモ一科目ノ學年評點三十點未滿ノ者及再度落第スル者ハ退學ヲ命ス但全科目ノ學期及學年ノ評點常ニ六十點以上ニ及ヒ且實技優等ナル者ハ此限ニアラス

第八條 凡ソ試業ニ欠席スル者ハ渾テ零點ヲ與フルモノトス但止ムヲ得サル事情アリテ其證判明ナル者ハ詮義ノ上臨時試業ハ試業後一週間以內學年試業ハ次學年ノ始業後二週間以內ニ於テ追試業ヲ許スコトアルヘシ

第九條 學藝品行共ニ特ニ優等ニシテ後來大成スヘキ見込アルモノハ特待生トナシ一學期若クハ一學年間ノ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

第十條 成規ノ試業ヲ經所定ノ學科ヲ完了シタルモノニハ卒業證書ヲ付與スヘシ

但シ専修部卒業生中優等ノ者ニハ卒業證書ノ外猶第一等若クハ第二等ノ賞狀ヲ付與スルコトアルヘシ

豫科修業證書式(用紙鳥子)

第何號

豫科修業證明書

族籍

校印

姓名

生年月日

右ハ本校附屬音樂學校所定ノ豫科ヲ履修セリ仍テ之ヲ證ス
年月日
高等師範學校

師範部及專修部卒業證書式(用紙同上)

第何號 卒業證書

族籍

校印

姓名

生年月日

右ハ本校附屬音樂學校^{師範部}所定ノ學術全科ヲ修メ成規ノ試業ヲ完了シテ能ク其業ヲ卒フ仍テ之ヲ證ス

年月日
高等師範學校長位勲姓名印

第十一條 生徒在學中ノ人物ヲ査定シ優等及尋常ノ二種トシ卒業ノ際其證書ヲ付與ス

第七 研究科

第一條 專修部卒業生ニシテ猶其學術ヲ精究セント欲シ研究生タラシコトヲ願出ル者アルトキハ詮議ノ上許可スル事アルヘシ

第二條 研究生ノ研究期限ハ二ケ年ヲ以テ一期トス

第三條 研究生ハ保證人ヲ要セス授業料ヲ徴收セス

第四條 研究生ハ實地研究ノ爲メ時々本校ノ授業ヲ補助セシムルコトアルヘシ

但此場合ニ於テハ授業補助時間ノ多少ニヨリ相當ノ手當金ヲ給與スルコトアルヘシ

第五條 研究生ハ文部省直轄學校若クハ他官廳ノ依頼ニヨリ其學校等ニ派出シテ授業ヲ實修スルコトアルヘシ

第六條 研究科ニケ年以上ヲ經タル者ニアラサレハ本校教員ノ選舉ニ當ルコトヲ得ヘカラサルモノトス

第七條 研究生ハ特ニ該生徒ノ爲ニ設ル所ノ規則ノ外ハ渾テ正科生ト同シク之ヲ遵守スヘシ

第八 選科

第一條 洋琴、風琴、バイオリン、唱歌ノ中特ニ一科目若クハ二三科目ヲ選ビテ學習セント欲シ入學ヲ願出ル者アルトキハ試験ノ上選科生トシテ入學ヲ許ス

第二條 選科生ハ男女ヲ論セズ年齡滿九年以上ニシテ所選ノ科目ヲ學修スルニ堪フルト認ル者ニ限ルベシ

第三條 選科生ハ所選ノ科目ニ就テ正科生ト同ジク課業及試業ヲ受クベシ

第四條 選科生ハ在學期限ヲ定メストイヘトモ一學年以上在學シ試験合格ノ者ニハ願ニ依リ退學ノ際修業證明狀ヲ付與スヘシ

第五條 選科生授業料ハ一ケ月金壹圓以上三圓以下トス

第六條 選科生ハ特ニ該生徒ノ爲メニ設ル所ノ規則ノ外ハ渾テ正科生ト同シク之ヲ遵守スヘシ

第九 休學規程

第一條 生徒疾病ニ罹リニケ月以上修業シ能ハサルトキハ學校長ノ許可ヲ得テ休學スルコトヲ得

第二條 許可ヲ得テ休學シタル者ハ次學期ノ始メ其原級ニ入ルコトヲ得

第三條 休學ノ許可ヲ得タルモノハ其翌月ヨリ授業料ヲ徴收セス

第四條 休學期限中疾病平癒スルトキハ許可ヲ得テ教場ニ入ルコトヲ得

第五條 第四條ノ場合ニ於テハ其月ヨリ授業料ヲ徴收ス

明治二十七年、二十八年

六月、入学期と入学試験科目が改正された。改正部分のみ記載。

第四 入學、在學、退學

第一條 入學ノ期ハ毎年一回ニシテ其學年ノ始ニ於テス

但臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第二條 入學志願者ハ身體強健ニシテ左ニ掲クル科目ニ合格スル者タルヘシ選科ヨリ正科ニ轉スル者亦同シ

但尋常師範學校公立尋常中學校公立高等女學校若クハ之ト同等以上ノ學校卒業ノ者ハ唱歌ヲ除クノ外試験ヲ要セス

入學試験科目

讀書 國語及漢文講讀

作文 漢字交リ文（往復文、記事文ノ類）

算術 四則分數、小數、比例、開平、開立

英語 讀方、解譯（ナシヨナル第四讀本ノ程度ニ依ル）

唱歌 文部省編纂小學唱歌集

また同月、「本科最終學年ノ生徒ニシテ實地授業ノ爲メ小學唱歌教員タラント欲スル者ニ適當ノ音樂ヲ講習セシムルノ目的ヲ以テ」（『高等師範學校附屬音樂學校一覽 從明治廿七年至明治廿八年』十七頁）、第十「小學唱歌講習科規程」が追加された。「小學唱歌講習科」は以後六年間続き、東京音樂學校再独立後の三十三年に廃止された。学科課程を含めて次に挙げる。

第十 小學唱歌講習科規程

第一條 小學唱歌講習科ハ小學校唱歌科ノ教員タラント欲スル者ニ唱歌ヲ講習セシムルヲ以テ目的トス

第二條 授業ハ最終學年ノ本科生之ヲ分擔シ本校教員之ヲ監督ス

第三條 小學唱歌講習科ニ入學セントスル者ハ小學校教員免許狀ヲ有スル者タルベシ

第四條 入學ハ別ニ試業ヲ須キス學年ノ始メ三十名限り之ヲ許シ授業凡ソ一ヶ月ノ後適當ト認ムルモノニ限り引續キ在學セシムルモノトス

第五條 學科課程左ノ如シ

唱歌	單音	每週	凡ソ六時
オルガン	指手練習 樂曲練習	同	同 三時
（音樂理論 教授法）		同	同 一時

第六條 講習ハ毎日（土曜日ヲ除ク）午後三時三十分ヨリ凡ソ二時間ツ、トシ十ヶ月ヲ以テ終ルモノトス

但日ノ長短ニヨリ時間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第七條 試業評點ハ臨時試業評點平均數ノ二倍ニ學年試業評點ヲ加ヘ三除シテ之ヲ定メ合格者ニハ證明書ヲ授與ス

證明書式

第何號	證明書	族籍	姓	名	生年月日
右ハ本校附属音楽學校所定ノ小學唱歌講習科ヲ脩了ス依テ之ヲ 證ス					
年 月 日	高等師範學校				
校印					

第八條 授業料ハ一ヶ月金五拾錢ヲ徴收ス

第九條 講習生ノ爲メ特ニ設クル規則ノ外ハ正科生ト同ク本校諸規則ヲ遵守スヘシ

但學習保證狀ヲ要セス又入學證書ノ保證人ハ一名ニテモ差支ナシ

明治二十九年〜三十年

「二十九年三月規則ヲ改正追加シテ教育學科ヲ重クシテ聲樂器樂ト同一ニシ又師範部卒業生ハ唱歌教授法ヲ研究シ得ルコト、セリ」(『高等師範學校附属音楽學校一覽 從明治廿八年至明治廿九年』十七頁)。

全科目の学年評点に際して、従来の声樂器樂に、今日の一般学科目に相当する教育学が加わることとなり、「試業及卒業證書」の第六條を改正。

第六 試業及卒業證書

第六條 全科目ノ學年評點ハ聲樂器樂及教育學ノ學年評點ノ二倍ノ和ニ他ノ各科目ノ學年評點ヲ加ヘ科目ノ數ニ三ヲ加ヘタルモノヲ

以テ除シタルモノトシ以テ生徒ノ席順及及第ト落第トヲ定ム

但全科目ノ學期評點ノ採點法モ本文ニ準ス

同月、師範部卒業生に唱歌教授法の研究が許可され、研究科規程第一條が追加改正となる。

第七 研究科

第一條 專修部卒業生ニシテ猶其學術ヲ精究セント欲シ研究生タラシコトヲ願出ル者アルトキハ詮議ノ上許可スルコトアルヘシ
但師範部卒業生ハ唱歌教授法ニ限り本文ニ準スルコトアルヘシ

明治三十年〜三十一年

四月、「小學唱歌講習科」の入學資格を定めた第三條が改正された。

第十 小學唱歌講習科

第三條 小學唱歌講習科ニ入學セシムル男子ハ年齡滿十七年以上女子ハ年齡滿十五年以上孰モ身體壯健品行方正ニシテ左ニ掲クル試験ニ合格シタル者タルヘシ

但小學校教員免許狀若クハ幼稚園保姆免許狀ヲ有スル者ハ體格發聲聽音ヲ除クノ外試験ヲ要セス

入學試験科目

- | | |
|------|--------------|
| 一 國語 | 講讀 和文、讀本、類 |
| 一 歴史 | 作文 日用文、記事文ノ類 |
| 一 算術 | 本邦歴史概要 |
| | 大意 |

一 發聲、聽音

明治三十一年〜三十二年

五月六日、研究科規定中、教員候補者資格の制限を定めた第六條（研究科ニケ年以上ヲ經タル者ニアラサレハ本校教員ノ選舉ニ當ルコトヲ得ヘカラサルモノトス）が削除された。『明治三十一年度學事年報』には削除の理由が次のように記されている。「近來生徒ノ技術大ニ進歩シ一定ノ研究年限ヲ經ザルモ教員タルヘキ技能ヲ具フルモノアルニ至リシヲ以テ之ヲ削除セリ」

七月七日、選科規定が改正され、入学時の年齢制限が廃され、入学願、在學證書に關する書式が加えられるとともに、卒業証書授与に關する規定が設けられる。この年の選科規定全体を挙げておく。

第八 選科

第一條 唱歌、バイオリン、洋琴、風琴、箏等ノ中特ニ一科目若クハ

二、三科目ヲ選ヒ學修セント欲スル者ハ選科生トシテ入學ヲ許ス

第二條 選科生ハ男女ヲ問ハス年齢ニ拘ラス所選ノ科目ヲ學修スルニ堪フルト認ムル者ニ限ルヘシ

第三條 選科生ノ入學ハ隨時之ヲ許シ授業時間ハ本人ノ便宜ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第四條 選科ニ入學セント欲スル者ハ入學願書ニ履歷書ヲ添ヘ出願シ許可ヲ得タル者ハ在學證書ヲ差出スベシ

入學願書式（用紙美濃）

入 學 願

私儀何々修業志願ニ付御校附屬音樂學校選科へ入學御許可被成

下度履歷書相添へ此段願上候也

本籍道廳府縣郡市町村番地（何某方同居、附籍）
現住所同上

華士族平民何某何男女兄弟姉妹妻又ハ戸主

年 月 日

何 某 印

高等師範學校御中

在學證書式（用紙同上）

印紙

在 學 證 書

私儀今般何々修業志願ヲ以テ御校附屬音樂學校選科へ入學御許可相成候ニ就キテハ諸規則堅ク遵守可致候也

本籍道廳府縣郡市町村番地（何某方同居、附籍）

現住所同上

華士族平民何某何男女兄弟姉妹妻又ハ戸主

年 月 日

何 某 印

右何某在學中ニ係ル一切ノ事件私ニ於テ引受可申此段保證候也
但向後宿所移轉又ハ改印致候節ハ速ニ可届出候也

現住所

華士族平民

何 某 印

年 月 日 生

高等師範學校長何某殿

第五條 選科生ハ學業ノ成績ニ依リ一ケ年毎ニ修業證明書ヲ附與ス

第六條 選科生ニシテ所選ノ科目ヲ修了シ卒業試験ニ及第シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第七條 選科生ノ授業料ハ一ケ月金五拾錢以上三圓以下トシ入學ノ月ハ即日爾后ハ前月末日迄ニ徴收ス

但本校ノ見込ニヨリ特ニ免除スルコトアルヘシ

第八條 選科生ハ學校長ノ許可ヲ得テ所選以外ノ學科ヲ傍聽スルコトヲ得

第九條 本章ノ規定ニ牴觸セサルモノハ渾テ正科ノ規則ヲ準用ス

明治三十二年〜三十三年

七月二十六日、評点に関する条項が改正された。『一覽』に記載された条項は以下に挙げるが、『明治三十二年度學事年報』にその理由がやや詳しく述べられているので、これをまず引用しておく。「七月二十六日日本校規則第六章第七條ヲ改正ス其理由ハ生徒ノ學力逐次進歩スルニ方リ學業ノ成績ヲ表示スヘキ採點ノ標準ヲ高メ發達ヲ期スルコト必要ナリトシ學年試験學科全科目ノ平均點六十點一科目五十點ニ滿タザル評點ヲ得タルモノハ落第トシ二科目以上五十點ノモノハ前途見込ナキモノト看做シ退學ヲ命スルコトナシタルニアリ」

第六 試業及卒業證書

第七條 全科目ノ學年評點六十點未滿ノ者若クハ六十點ニ及フモ一科目ノ學年評點五十點未滿ノ者ハ落第トス二科目以上五十點未滿ノ者及再度落第スル者ハ退學ヲ命ス
但全科目ノ學期及學年ノ評點常ニ六十點以上ニ及ヒ且實技優等

ナル者ハ此限ニアラス

明治三十三年〜三十四年

三十二年四月四日、勅令第百十六号をもつて高等師範学校附属音楽学校から東京音楽学校へと改称され、再独立した本校は、翌三十三年九月一日、大幅な規則改正を行った。従来の学科（予科、師範部、専修部、研究科、選科、小学唱歌講習科）は廃され、新たに、予科、本科、研究科、師範科、選科が設置される。そして本科は声楽部、器楽部、楽歌部に分れ、師範科は甲乙二種となった。「學資」「特待生」「懲戒」「音楽會」「生徒心得」「獎學資金」の項目が設けられたのもこの時からである。また十一月八日、生徒心得細則が定められた。

第一章 總 則

第一條 東京音楽學校ハ汎ク音楽ヲ教授シ及攻究スル所トス

第二章 學 科

第二條 本校ノ學科ヲ大別シテ豫科本科研究科師範科及選科トス

第三章 豫科、本科、研究科

第三條 豫科ノ修業年限ハ一學年本科ノ修業年限ハ三學年研究科ノ修業年限ハ二學年トス

〔第四條〜第十條は本節二項に別記〕

第四章 師 範 科

第十一條 師範科ハ師範學校中學校高等女學校及小學校ノ音楽教員ヲ養成スルノ目的ヲ以テ之ヲ置ク

第十二條 師範科ヲ分チテ甲乙二種トス甲種師範科ハ師範學校中學校高等女學校教員ニ適切ナル學科ヲ授ケ其修業年限ヲ二學年二學

期トシ乙種師範科ハ小學校教員ニ適切ナル學科ヲ授ケ其修業年限
ヲ一學年トス

〔第十三條、第十四條は本節二項に別記〕

第十五條 乙種師範科ノ學科目中唱歌、オルガン及樂理ノ教授ハ甲
種師範科第三年生及本科第三年生ニシテ教育學及教授法ヲ修メタ
ル者ヲシテ分擔セシメ本校教員之ヲ監督シ他ノ學科ハ本校教員之
ヲ教授ス

第十六條 師範科生徒ハ授業料ヲ免除シ學習上必用ナル樂器、書籍
等ヲ總ヘテ貸付ス

第五章 選 科

第十七條 選科ハ本校所定各科各學部ノ一科目若クハ數科目ヲ修メ
ント欲スルモノノ爲メニ之ヲ設ク

第十八條 選科生ハ男女ヲ論セズ年齡ニ拘ハラズ所選ノ科目ヲ學習
スルニ堪フルト認ムル者ニ限ル

第十九條 選科生ニシテ所選ノ科目ニ就キ豫科本科生徒ト同シク試
業ヲ受ケタル者ハ其成績ニ依リ修業證明書ヲ附與スルコトアルベ
シ

第二十條 選科生ニシテ所選ノ科目ニ就キ最終學年ノ試業ニ及第シ
タル者ニハ其科目ノ卒業證書ヲ授與ス

第二十一條 選科生ニシテ豫科並ニ本科某學部ノ各科目ヲ修メ最終
學年ノ試業ニ及第シタル者ニハ第二十七條ノ入學試験ヲ施シ其學
部ノ卒業證書ヲ授與スルコトアルベシ

但シ他ノ官公立學校ニ於テ修メタル學科目ニシテ本校ノ學科目
ト同等以上ト認ムル場合ニハ其學科目ノ試験ヲ須ササルコトア

ルヘシ

第六章 學年、學期、休業

第二十二條 學年ハ九月十一日ニ始マリ翌年九月十日ニ終ル

第二十三條 學年ヲ分チテ三學期トシ第一期ノ授業ハ學年ノ始メヨ
リ十二月二十四日ニ至リ第二期ノ授業ハ一月八日ヨリ三月三十一
日ニ至リ第三期ノ授業ハ四月十一日ヨリ七月十日ニ至ル

第二十四條 年中休業日左ノ如シ

日曜日 毎週

秋季皇靈祭 秋分日

本校設立記念日 十月五日

神嘗祭 十月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日

多期休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マデ

孝明天皇祭 一月三十日

紀元節 二月十一日

春季皇靈祭 春分日

二學期後休業 四月一日ヨリ同月十日マデ

夏期休業 七月十一日ヨリ九月十日マデ

第七章 入學、在學、退學

第二十五條 入學ノ期ハ毎年一回ニシテ學年ノ始メトス

但シ臨時入學ヲ許スコトアルベシ

第二十六條 本校ニ入學セントスルモノハ第一號及第二號書式ニ據
リ入學願書ニ履歷書ヲ添ヘ差出スベシ

第二十七條 豫科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ男女ヲ問ハス年齡滿十四年以上ニシテ左ニ掲クル科目ノ試験ニ合格シタルモノタルベシ

但シ中學校第二級ヲ修了シタル者若クハ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者ハ第一乃至第六高等女學校第二級ヲ修了シタル者若クハ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者ハ第一乃至第五ノ試験ヲ要セス

入學試験科目

一 讀書 和漢文

二 作文 漢字交リ記事文

三 算術 四則、分數、小數、比例

四 日本地理 大要

五 日本歴史 大要

六 英語 讀方、譯解〔ナショナル第一三讀本ノ程度〕

七 唱歌 小學唱歌集ノ程度

八 体格 〔明治三十三年文部省令第四號〕
〔學生、生徒身體検査規程ニ準據ス〕

第二十八條 本科第一年ニ入學ヲ許可スベキ者ハ豫科卒業ノ者若クハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルベシ

第二十九條 本科第二年以上ノ學級ニ入ラント欲スル者ニハ其入ラントスル學級ノ次ク所ノ各學級ノ諸科目ノ試験ニ合格シタルモノタルベシ

但シ他ノ學校ニ於テ修メタル學科目ニシテ本校ニ於テ修ムルモノト同等以上ト認ムルトキハ其科目ニ限り試験ヲ須キサルコトアルベシ

第三十條 研究科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ本科卒業生中學藝優等ニ

シテ尙ホ將來ニ於テ進歩スベキ見込アルモノトス

但シ本科卒業生ニ非ザルモ試験ノ上之レニ該當スベキ資格アリト認ムル者アルトキハ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第三十一條 師範科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ品行方正年齡二十五歲未滿ノ者ニシテ左ノ第一項若クハ第二項ノ資格ヲ具フルヲ要ス

第一項 甲種師範科ニ入ルヲ得ベキ者ハ師範學校中學校高等女學校ノ卒業生ニシテ体格及唱歌ノ試験ニ合格シタル者若クハ左ノ學科目ニ就キ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルベシ

入學試験科目

讀書 作文 算術 物理 地理

歷史 唱歌 〔小學唱歌集第一三編ノ程度〕

体格 〔明治三十三年文部省令第四號〕
〔學生、生徒身體検査規程ニ準據ス〕

第二項 乙種師範科ニ入ルヲ得ヘキ者ハ高等小學校卒業ノ者ニシテ体格及唱歌ノ試験ニ合格シタル者若クハ左ノ學科目ニ就キ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルベシ

入學試験科目

讀書 作文 算術 地理 歷史 唱歌 〔小學唱歌集初編ノ程度〕

体格 〔明治三十三年文部省令第四號〕
〔學生、生徒身體検査規程ニ準據ス〕

第三十二條 入學ノ許可ヲ得タルモノハ誓式ヲ行ヒ生徒學籍簿ニ記名シ保證人ト連署シテ第三號書式ニ據リ在學證書ヲ差出スベシ

第三十三條 保證人ハ丁年以上ニシテ一人ハ生徒ノ父兄若クハ親戚尙ホ一人ハ東京市ニ住居シ相當ノ財産ヲ有シ又ハ一定ノ職務ニ従事スル者ニシテ本校ニ於テ適當ト認ムルモノニ限ルベシ

第三十四條 保證人ハ生徒ノ身上并ニ修學上ニ注意シ且平素ノ行狀

ヲ監督スルノ責ニ任スベキモノトス

第三十五條 保證人旅行セントスルトキハ出發前代理人ヲ立テ委任
狀ヲ添ヘ其旨届出ツベシ

第三十六條 保證人死亡又ハ其他ノ事故ニヨリ保證人タルノ資格ヲ
失ヒタル時ハ更ニ保證人ヲ定メ在學證書ヲ差出スベシ

第三十七條 生徒疾病其他ノ事故ニヨリ缺課シタルトキハ其事由ヲ
記シ保證人ヨリ三日以内ニ届出ヘク疾病七日以上ニ及フトキハ診
斷書ヲ添付スベシ

第三十八條 生徒疾病ニ罹リ又ハ止ムヲ得サル事故アリテ修學スル
コト能ハサルモノ退學セントスルトキハ其事由ヲ詳記シ保證人ト
連署シテ願出ツベシ

第三十九條 生徒學業ノ懈怠若クハ不進歩ニシテ成業ノ目的ナシト
認ムルトキハ之ニ退學ヲ命スベシ

第四十條 入學在學ニ關スル書式左ノ如シ

第一號書式(用紙美濃)

入學願

私儀御校某科(某部)へ入學志願ニ付試験ノ上(無試験ニテ)
御許可被成下度別紙履歷書相添此段相願候也

本籍地何々

現住所何々

族籍某男女兄弟姉妹又ハ戸主

年月日

何 某 印

何年何月何日生

右何某品行方正ナルコトヲ保證致候尙ホ入學御許可ノ上ハ本人

ハ係ル一切ノ事件保證人トシテ引受申可候也

本籍地何々

現住所何々(在京公民ニ限ル)

族籍

何 某 印

何年何月何日生

東京音楽學校長何某殿

第二號書式(用紙美濃)

履歷書

族籍

何 某

現齡何年何ヶ月

生所何々

父兄職業何々

何年何月何日何學校ニ入り何年何月何日卒業(卒業證書寫別紙之通リ)何年何

月何日ヨリ某ニ就キ何々修業何年何月何日何々ノ事故ニヨリ退

廢學、用書何々

何年何月何日何業ニ従事云々

賞罰何々

右ノ通りニ有之候也

右

何 某 印

年月日

第三號書式（用紙美濃）

貳錢
印紙

在學證書

私儀今般御校へ入學御許可相成候ニ就テハ御規則等堅ク相守リ
専心勉學可仕候也

年月日

本籍地何々
現住所何々
族籍何某男女兄弟姉妹又ハ戸主

何 某 印

何年何月何日生

前書何某入學ノ御許可ヲ得候ニ付テハ同人在學中ニ係ル事件ハ
御校ノ學籍ヲ脱シタル後ト雖トモ總テ拙者共引受可申候也

本籍地何々
現住所何々

何某父（生徒トノ親族）職業或ハ
兄親戚（關係ヲ記入ス）職務

保證人 何 某 印

何年何月何日生

本籍地何々

現住所（東京在住）職業或ハ職務
地何々（ノ公民）

保證人 何 某 印

何年何月何日生

東京音樂學校長何某殿

第八章 試業、進級、卒業

第四十一條 試業ヲ分チテ臨時試業及學年試業ノ二種トス臨時試業
ハ受持教員ノ見込ニヨリ隨時之ヲ行ヒ學年試業ハ每學年末ニ行フ
モノトス

第四十二條 學年ノ半途ニ完了スル學科目ハ其當時試驗ヲ行ヒ學年
試驗ヲ行ハサルコトアルベシ

第四十三條 試業ノ成績ハ點數ヲ以テ決定ス其評點ハ諸科目各一百
ヲ滿點トス

第四十四條 臨時試業諸科目ノ評點ハ各平均シテ學年試業評點ニ通
算スルモノトス

第四十五條 一科目ノ學年點數五十以上平均點數六十以上ノ得點ア
ルモノハ及第者トス

第四十六條 試業ニ缺席シタルモノニハ渾テ零點ヲ附ス

但シ病氣又ハ止ムヲ得サル事故ニヨリ試業ヲ受クルコト能ハサ
ルモノニシテ其理由ヲ詳記シ證明ヲ附シテ追試業ヲ願出ツルト
キハ許可スルコトアルベシ

第四十七條 生徒ノ席次ハ學年成績平均點數ノ順序ニヨリ卒業生ニ
アリテハ各學年成績ノ平均點數ニヨリテ定ムルモノトス落第シタ
ルモノハ前學年ノ點數新タニ入學シタル者ハ入學試驗ノ點數ニヨ
ル

第四十八條 本校所定ノ學科ヲ卒ヘ定期試験ニ及第シタル者ニハ左
式ノ卒業證書ヲ授與ス

卒業證書書式

卒業證書

族籍

何 某

何年何月生

印校

右者本校ニ於テ某部（某科）ヲ修メ成規ノ試業ヲ經テ其業ヲ卒
ヘタリ仍テ之ヲ證ス

年 月 日

東京音楽學校長位勲爵姓名印

番 號

第四十九條 本科ヲ卒業シタル者ハ音楽得業士ト稱スルコトヲ得

第九章 授業料

第五十條 豫科本科ノ授業料ハ一學年ニ付金拾圓トシ七月八月ヲ除

キ月割ヲ以テ之ヲ徵收ス

第五十一條 選科ノ授業料ハ一ヶ月金壹圓以上五圓以下ノ範圍内ニ

於テ其額ヲ定メ七月八月ヲ除キ毎月之ヲ徵收ス

第五十二條 授業料ハ毎月二十一日ヨリ二十五日マデニ翌月分ヲ本

校會計掛ニ納付スベキモノトス

但シ九月ハ十一日又定日後ニ入學スル者ハ即日納付スベシ

第五十三條 生徒在學中ハ課業ヲ缺キ若クハ停學處分ヲ受ケタル場

合ト雖トモ授業料ヲ徵收ス

第五十四條 既納ノ授業料ハ何等ノ事故アルモ之ヲ返付セス

第五十五條 研究科生徒及特待生ハ授業料ヲ免除ス

第五十六條 許可ヲ得テ休學スルモノハ其翌月ヨリ授業料ヲ徵收セ
ス

第十章 休 學

第五十七條 生徒疾病ニ罹リ或ハ正當ノ事故ニヨリ二ヶ月以上修學
スルコト能ハサルモノハ其學年間學校長ノ許可ヲ得テ休學スルコ
トヲ得

第五十八條 休學中疾病平癒或ハ事故止ミタル時ハ許可ヲ得テ課業
ヲ受クルコトヲ得此場合ニ於テハ授業料ヲ徵收ス

第十一章 學 資

第五十九條 研究生ニハ學術研究上ニ要スル實費ヲ補助シ又ハ學費
ヲ支給スルコトアルベシ

第六十條 學資ヲ給スベキ者ハ研究生中學力最モ優等ナル者若クハ
特別保護ヲ要スル學科目ヲ研究スル者ニ就キ學校長之ヲ定ム

第六十一條 給費生ニハ授業補助ヲ命スルコトアルベシ

第六十二條 學費生ニシテ二ヶ月以上缺課シ又ハ停學處分ヲ受ケタ
ルモノハ給費ヲ止ム

第六十三條 給費生ニシテ退學ヲ命セラレ又ハ自己ノ便宜上退學ス
ルモノハ既ニ受ケタル給費額ヲ直チニ返納セシム

但シ疾病其他酌量スベキ情狀アルトキハ納期ヲ延長シ又ハ返納

金ヲ免除スルコトアルベシ又在學中死亡シタルトキハ給費額ヲ

返納スルニ及バズ

第十二章 特 待 生

第六十四條 本科生徒ニシテ學藝優等品行善良ナルモノハ特待生ト
ス

第六十五條 特待生ハ毎學年末學校長之ヲ定ム

第十三章 懲 戒

第六十六條 校規命令及訓誨ニ違背シテ秩序ヲ紛擾シ生徒ノ風儀ヲ壞亂スルノ虞アリト認ムルモノアルトキハ學校長ハ懲戒處分ヲナスベシ

第六十七條 懲戒ヲ分チテ譴責、停學、放校ノ三種トス

第十四章 音 樂 會

第六十八條 本校ハ時々音樂演奏會ヲ公開ス

第十五章 生徒心得

第六十九條 生徒心得ハ學校長別ニ之ヲ定ム

第十六章 獎學資金

第七十條 音樂獎勵ノ爲メ團體又ハ私人ヨリ金員若クハ物品ノ寄附アリタルトキハ其指定ニ從ヒ生徒中品行方正學力優等ナル者ニ支給スベシ

第七十一條 貸費指定ノ寄附金アリタルトキハ年限ヲ期シ月額ヲ定メテ貸付スベシ其貸付金ハ卒業後一ケ年ヲ經過シタル月ヨリ貸付シタル月數ヲ超過セサル期限内ニテ月賦返納セシム

第七十二條 第七十條及第七十一條ニ依リ學資ノ支給若クハ貸付ヲ受クル者ニハ第六十二條第六十三條ヲ準用ス

第七 生徒心得細則

第一條 本校ノ生徒タル者ハ智德ヲ獎メ身体ノ健康ヲ計リ志操ヲ固クシ言行一致ヲ期シテ序ヲ履ミ學藝ノ進修ニ務ムベシ

第二條 生徒ハ左ノ諸項ヲ遵守シ須臾モ忽ニス可ラズ

第一項 敬禮ヲ正クシ威儀ヲ整ヘ以テ生徒タルノ体面ヲ保チ苟モ傲慢浮薄ノ舉動アル可ラズ

第二項 登校スルトキハ必ず本校所定ノ制帽制服(女子ハ袴)ヲ着用スベシ若シ事故アリテ之ヲ着用スルコト能ハザルトキハ生徒係ノ許可ヲ受クベシ

但選科生徒ハ此限ニアラズ

第三項 所定ノ授業時間及練習時間ノ外ハ生徒係ノ許可ヲ經スシテ教室及練習室ニ入ル可ラズ

第四項 授業中ハ總テ教員ノ指揮ニ從ヒ決シテ任意ノ動作ヲナス可ラス

第五項 生徒ハ課業又ハ特ニ命セラレタルモノ、外受持教員ノ認可ナキ樂曲ヲ自修ス可ラズ

第六項 男生徒ト女生徒トノ間ニ於テハ校ノ内外何レノ場所ヲ問ハズ文書ノ往復談話等ヲナスベカラズ若シ止ムヲ得ザル事故アルトキハ生徒係ノ許可ヲ受クベシ

第七項 在學中ハ學校長ノ許可ヲ得ズシテ私ニ技藝ヲ演奏シ或ハ之ヲ教授ス可ラズ

第八項 本校備付ノ樂器其他ノ器具ハ鄭重ニ取扱フ可シ

第九項 貸付セラレタル樂器樂譜圖書ニ就テハ殊ニ取扱ニ注意スベシ若シ亡失、毀損、汚染等ヲナシタルトキハ其損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス可シ

第十項 生徒各別ニ命令訓諭スルモノ、外令達告示等ハ總テ揭示シ一般ニ知得シタルモノト看做スニヨリ生徒ハ揭示場ニ注意ス可シ

第十一項 他學校又ハ一個人ニ就キ學藝ヲ修メントスル者ハ學校長ノ許可ヲ受ク可シ

但選科生徒ハ此限ニアラズ

第十二項 生徒校内ニアリテ來訪者ニ面會セントスルトキハ生徒係ノ許可ヲ受ク可シ

第十三項 生徒登校時間中ニ構外ニ出テントスルトキハ生徒係ノ許可ヲ受ク可シ

第三條 生徒心得ニ違背シタル者ハ本校規則第十三章第六十六條及第六十七條ニ照シテ處分セラル可シ

明治三十四年～三十五年

五月二日、規則第三十一條が改正され、師範科入學者の年齢が、二十五歳未満から十七歳未満に変更される。

第七章 入學、在學、退學

第三十一條 師範科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ品行方正年齢十七年以上ノ者ニシテ左ノ第一項若クハ第二項ノ資格ヲ具フルヲ要ス
〔第一項、第二項は変更なし〕

また同日、授業料の納期が改正された。

第九章 授業料

第五十二條 授業料ハ毎月二十一日ヨリ二十五日マデニ翌月分ヲ本校會計掛ニ納付スベキモノトス

但シ四月九月ハ十一日又定日後ニ入學スル者ハ即日納付スベシ
〔『東京音楽學校一覽 從明治三十四年至明治三十五年』第六より、四二頁、四九頁〕

さらに六月二十一日、第四十八條中、卒業証書の書式が別に定められ、第四十八條は「本校所定ノ學科ヲ卒ヘ定期試験ニ及第シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス」という条文のみとなる。

明治三十五年～三十六年

四月一日、甲種師範科に官費生を置くこととなり、規則第十六條改正。

第四章 師範科

第十六條 師範科生徒ハ授業料ヲ免除シ學習上必要ナル圖書樂器ヲ總テ貸付ス又一學年三十名ヲ限り官費生トシテ學資ヲ支給スベシ但シ學資ノ支給ヲ受ケタル者ハ卒業ノ後服務規則ニ從ヒ就職スベキモノトス

またこの年度より甲種師範科の学年が四月一日始業となり、第二十四條が追加される。

第六章 學年、學期、休業

第二十四條 甲種師範科ノ學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル學年ヲ分チテ三學期トス其授業期間ハ前條ニ同ジ

四月二十二日、選科入學志願者は戸籍謄本を添付しなくてよいことと

なり、第二十七條に但し書きが加えられる。

第七章 入學、在學、退學

第二十七條 本校ニ入學セントスル者ハ第一號及第二號書式ニ據リ入學願書ニ履歷書及戸籍謄本ヲ添ヘ差出スベシ
但シ選科ヘ入學セントスルモノハ戸籍謄本ヲ要セス

また甲種師範科の入学資格と入学試験科目が改正される。

第三十二條 師範科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ品行方正年齢満十七年
已上ノ者ニシテ左ノ第一項若クハ第二項ノ資格ヲ具フルヲ要ス
第一項 甲種師範科ニ入學セシムル者ハ師範學校中學校若クハ修
業年限四ヶ年以上ノ高等女學校卒業生ニシテ左ノ入學試験科目
第一號ノ試験ニ合格シタル者又ハ第一號及第二號ノ諸學科ニ就
キ試験ノ上之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノタルベシ

入學試験科目

第一號

試問 唱歌 國語若クハ英語

體格 〔明治三十三年文部省令第四號
學生、生徒身體検査規定ニ準據ス〕

第二號

國語 〔讀書
作文〕 數學 理科 地理 歴史

〔第二項は変更なし〕

さらに第三十三條の但し書きと第三十四條追加。

第三十三條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ誓式ヲ行ヒ生徒學籍簿ニ記名
シ保證人ト連署シテ第三號書式ニ據リ在學證書ヲ差出スベシ

但シ甲種師範科官費生ハ第四號書式ニ據リ誓約書ヲ差出スベシ
第三十四條 甲種師範科ノ入學試験ニ合格シタル者ハ三ヶ月以内假
入學ヲ許シ資性品行及學業成績ヲ考察シ適當ト認ムル者ニ限り本
入學ヲ許可スルモノトス

そして第四十二條の入学在學に関する書式に、第四号書式と但し書き
追加。

第四號書式（用紙美濃）

二錢
印紙

誓約書

私儀今般御校甲種師範科官費生トシテ入學御許可相成候ニ就テ
ハ御規則堅ク相守リ専心勉學可仕又卒業ノ後ハ明治三十五年文
部省令第六號東京音樂學校甲種師範科官費卒業生服務規則ヲ遵
奉可致此段誓約候也

年月日

本人 何

某印

住所族籍

何某男女兄弟姉妹又ハ戸主

何年何月何日生

住所族籍

何某父（生徒トノ親戚）職業
兄親戚（關係ヲ記入ス）

保證人 何

某印

何年何月何日生

住所族籍(東京市在住ノ公民)職業
保證人 何

某印
何年何月何日生

東京音樂學校長何某殿

前書保證人何某ハ當(町市區)ニ居住ノ者ニ相違無之候也

年月日 何(府道廳)何(町郡市區)長 何 某印

前書保證人何某ハ當區ニ住居シ公民權ヲ有スル者ニ相違無之候也

年月日 東京市何區長 何

某印

但シ一名ノ保證人ハ父兄若クハ親戚トス若シ親戚ナキトキハ相當ノ資格アル者ヲ要ス

學資に關して第六十四條、第六十五條追加、また第六十六條に変更あり。なおこの年度は追加條項によつて條文の番号が變つたため「學資」に關しては全六カ條を挙げておく。

第十一章 學 資

第六十一條 研究生ニハ學術研究上ニ要スル實費ヲ補助シ又ハ學資ヲ支給スルコトアルベシ

第六十二條 學資ヲ給スベキ者ハ研究生中學力最モ優等ナル者若クハ特別保護ヲ要スル學科目ヲ研究スル者ニ就キ學校長之ヲ定ム

第六十三條 給費研究生ニハ授業補助ヲ命ズルコトアルベシ
第六十四條 甲種師範科生徒ニ支給スベキ學費ハ一ヶ月六圓乃至八圓トス

但シ入學退學ノ月ハ日割ヲ以テ支給シ假入學中ハ支給セズ

第六十五條 左ノ事故ニ該當スル場合ニハ學資ノ支給ヲ止ム

一 私ノ事故ニヨリ二週日以上引續キ缺課シタルトキハ其翌日より事故繼續中

一 疾病傷痍又ハ止ムヲ得サル事故ニヨリ六十日以上缺課シタルトキハ其翌日より缺課中

一 停學處分中

第六十六條 學資ノ支給ヲ受クル者ニシテ半途退學スル者又ハ退學ヲ命ゼラレタル者ハ既ニ受ケタル學資ヲ償還セシム

但シ疾病傷痍又ハ酌量スベキ事情アルトキハ償還スベキ學資ノ全部又ハ幾部ヲ免除スルコトアルベシ

この年はまた、次のような附則が追加された。

附則

第一條 明治三十五年三月三十一日以前ニ入學シタル甲種師範科生徒ハ舊學科課程ニヨリ卒業セシム

(『東京音樂學校一覽 從明治三十五年至明治三十六年』第六より)

明治三十六年～三十七年

予科および乙種師範科の入学試験科目に改正あり。

第七章 入學、在學、退學

第二十八條 豫科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ男女ヲ問ハス年齡滿十四

年以上ニシテ左ニ掲クル科目ノ試験ニ合格シタル者タルベシ

但シ中學校第二年級ヲ修了シタル者若クハ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者ハ第一乃至第五、高等女學校第二年級ヲ修了シタル者若クハ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者ハ第一乃至第四ノ試験ヲ要セズ

入學試験科目

一 國語 作文、講讀

二 日本歴史 大要

三 日本地理 大要

四 算術 四則、分數、小數、比例

五 英語 讀方義解(ナシヨナル第三讀本ノ程度)

六 唱歌 小學唱歌集ノ程度

七 體格 〔明治三十三年文部省令第四號學生、生徒身體検査規程ニ準據ス〕

第三十二條

第二項 乙種師範科ニ入ルヲ得ベキ者ハ高等小學校卒業ノ者ニシテ體格及唱歌ノ試験ニ合格シタル者若クハ左ノ學科目ニ就キ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルベシ

入學試験科目

國語、日本歴史、地理、算術、唱歌(小學唱歌集初編ノ程度)

體格〔明治三十三年文部省令第四號學生、生徒身體検査規定ニ準據ス〕

また、受験料と入学手続きに關して第三十三條追加、第三十四條追加改正。

第三十三條 本校ノ入學試験ヲ受ケントスル者ハ受験料トシテ入學願書ニ金壹圓ヲ添ヘ納付スベシ

但既納ノ受験料ハ試験ヲ受ケサルコトアルモ之ヲ返付セズ

第三十四條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ誓式ヲ行ヒ生徒學籍簿ニ記名シ保證人ト連署シテ第四十三條第三號書式ニ據リ在學證書ヲ差出スベシ

但甲種師範科ニ入學シ學資ノ支給ヲ受クル者ハ第四十三條第四號ノ書式ニ據リ誓約書ヲ差出スベシ又選科ニ入學スル者ハ誓式ヲ行フコトヲ要セズ

予科、本科の授業料額および納付期などに変更あり。

第九章 授業料

第五十二條 授業料ハ一學年ニ付豫科生徒金拾五圓本科生徒金貳拾圓トス

第五十三條 選科生徒ノ授業料ハ一學年ニ付金拾圓以上五拾圓以下ノ範圍内ニ於テ學校長之ヲ定ム

第五十四條 授業料ハ左ノ三期ニ分チ每期ノ始メニ於テ一期分ヲ納付セシム其納付額及納付期日ハ學校長別ニ之ヲ定ム

第一期 自九月至十二月

第二期 自一月至三月

第三期 自四月至六月

第五十五條 授業料納付期日後入學シタル者又ハ第六十二條ニ依リ教授ヲ受クル者ノ當該納期ノ授業料ハ其月ヨリ起算シ月割ヲ以テ

納額ヲ定メ即日之ヲ納付セシム

但月割ヲ定ムルニハ七月八月ヲ除算シテ一學年ヲ十箇月トス

第五十六條 生徒在學中ハ課業ヲ缺キ又ハ停學處分ヲ受ケタル場合ト雖授業料ヲ免除セズ

第五十七條 既納ノ授業料ハ何等ノ事故アルモ之ヲ返付セズ

第五十八條 研究生及特待生ハ授業料ヲ免除ス

第五十九條 許可ヲ得テ休學スル者ハ次期以降休學中授業料ヲ免除ス

第六十條 指定期日ニ於テ授業料ヲ納付セザル者ハ學校校長之ニ停學ヲ命スルコトアルベク又滯納二週日ニ及ブトキハ退學ヲ命スルコトアルベシ

〔東京音楽學校一覽 從明治三十六年至明治三十七年〕第四より

明治三十七年～三十八年

附則が追加される。

附則

第一條 明治三十五年三月三十一日以前ニ入學シタル甲種師範科生徒ハ舊學科課程ニヨリ卒業セシム

第二條 明治三十六年九月三十日以前ニ入學シタル豫科本科生徒ノ授業料年額ハ舊規定ニ依ル

第三條 授業料徴收ノ方法ハ明治三十六年十二月三十一日マデ舊規定ニ依ル

〔東京音楽學校一覽 從明治三十七年至明治三十八年〕第四より

明治三十八年～三十九年

九月十一日、授業料滯納者に関する規定が改正された。

第九章 授業料

第六十條 指定期日ニ授業料ヲ納付セザル者アルトキハ學校校長之ニ停學ヲ命スルコトアルベク又滯納三十日ニ及ブトキハ學籍ヲ除名ス

また十二月、甲種師範科官費生の定員、学費および楽器図書貸付に関する条項が改正された。

第四章 師範科

第十六條 師範科生徒ハ授業料ヲ免除ス又甲種師範科ニ官費生六十名ヲ置ク

但シ官費生ハ卒業後服務規則ニ從ヒ就職スベキモノトス

同月、乙種師範科の学年が改正され、その結果師範科全体が四月一日学年始めとなる。

第六章 學年、學期、休業

第二十四條 師範科ノ學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル學年ヲ分チテ三學期トス其授業時間ハ前條ニ同シ

明治三十九年～四十年

五月、甲種師範科官費生募集規程が定められる。

甲種師範科官費生募集規程

第一條 甲種師範科官費生ハ師範學校中學校又ハ修業年限四ヶ年以上ノ高等女學校ヲ卒業シ身體健全品行方正ナル者ニシテ地方長官ノ薦舉シタル者ノ中ヨリ試験ニヨリテ選拔ス

前項師範學校中學校高等女學校生徒ニシテ當該學校長ニ於テ本校ノ入學期以前ニ卒業スベシト認メタル者ハ當該學校卒業生ニ準ス
在學中平時ニアリテ兵役ニ服スベキ者及夫ヲ有スル者ハ入學ヲ許サス

第二條 甲種師範科官費生ノ募集ハ學校長ヨリ地方長官ニ通知ス

第三條 學校長ハ第一條ノ外甲種師範科官費生ヲ募集スルコトアルベシ

第四條 地方長官ノ薦舉ニ係ル者ハ入學願書及受験料ヲ要セス

同月、本科の学科目中に保護科目が置かれる。

第十一章 學 資

第六十五條 本科生徒ニシテ特別保護ヲ要スル學科目ヲ修ムル者ニハ學資ヲ支給スルコトアルベシ

前項ニヨリ學資ノ支給ヲ受ケタル者ハ卒業ノ後研究科ニ入ルベシ

また選科の入學料を徴収することが定められ、第三十四條が追加改正される。

第七章 入學、在學、退學

第三十四條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ宣誓ヲ行ヒ生徒學籍簿ニ署名

シ保證人ト連署ニテ第四十三條第三號書式ニ據リ在學證書ヲ差出スベシ

甲種師範科官費生トシテ入學スル者ハ第四十三條第四號ノ書式ニ據リ誓約書ヲ差出スベシ

選科ニ入學スル者ハ本條第一項ノ宣誓ヲ要セズ入學料トシテ在學證書ニ金壹圓ヲ添ヘ納付スベシ

さらに学年、学期、設立記念日が更定され、附則第四條の追加により、学年と学期の改正は四十年四月一日から施行されることとなる。

第六章 學年、學期、休業

第二十二條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十三條 學年ヲ分チテ三學期トス第一學期ハ四月一日ヨリ九月十日ニ至リ第二學期ハ九月十一日ヨリ翌年一月七日ニ至リ第三學期ハ一月八日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第二十四條 春季休業ハ四月一日ヨリ同月十日ニ至リ夏期休業ハ七月十一日ヨリ九月十日ニ至リ冬期休業ハ十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第二十五條 祝日、大祭日、日曜日及本校設立^(マ)紀念日(十月四日)ハ休業トス

附則

第四條 學年及學期ノ改正ハ明治四十年四月一日ヨリ施行ス

なお、前年度の第六十五條は、第六十四條中に追加される。

第十一章 學 資

第六十四條 學資ヲ給スベキ者ハ研究生中學力最モ優等ナル者若クハ特別保護ヲ要スル學科目ヲ研究スル者ニ就キ學校長之ヲ定ム
學資ヲ給スル研究生ニハ授業補助ヲ命スルコトアルベシ

(『東京音樂學校一覽 從明治三十九年至明治四十年』第四より)

明治四十年〜四十一年

二月八日、入学願書には保証人を用意としないこととなり、第四十三條中、「第一號書式」が改正される。

第七章 入學、在學、退學

第一號書式(用紙美濃)

入 學 願

私儀御校某科^(某部)_(第何年級)へ入學志願ニ付試験ノ上(無試験ニテ)
御許可被成下度別紙履歷書相添へ此段相願候也

本籍地何々

現住所地何々

族籍何某男女兄弟姉妹又ハ戸主

年 月 日

本 人 何

某印

何年何月何日生

東京音樂學校長何某殿

同時に、前年度第五十條(三十三年度第四十七條)を削除して、生徒の席次をすべてイロハ順とした。

また同時に、学年、学期の改正に伴い、授業料の納期も変更された。

第九章 授 業 料

第五十三條 授業料ハ左ノ三期ニ分チ每期ノ始メニ於テ一期分ヲ納付セシム其納付額及納付期日ハ學校長別ニ之ヲ定ム

第一期 自四月至六月

第二期 自九月至十二月

第三期 自一月至三月

さらに甲種師範科の入学試験科目中、英語は当分行われないことが付記される。

第七章 入學、在學、退學

第三十二條 師範科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ品行方正年齢滿十七年以上ノ者ニシテ左ノ第一項若クハ第二項ノ資格ヲ具フルヲ要ス

第一項 甲種師範科ニ入學セシムル者ハ師範學校中學校若クハ修業年限四ヶ年以上ノ高等女學校卒業生ニシテ左ノ入學試験科目
第一號ノ試験ニ合格シタル者又ハ第一號及第二號ノ諸科目ニ就キ試験ノ上之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルベシ

入學試験科目

第一號

試問 唱歌 國語若クハ英語(當分ノ内英語ハ)
(試験ヲ行ハズ)

體格
〔明治三十三年文部省令第四號學
生、生徒身體検査規定ニ準據ス〕

第二號

國語(讀書) 數學 理科 地理 歴史

(『東京音樂學校一覽 從明治四十年至明治四十一年』第四より)

なおこの年度より「官費生募集規程」は「第四 規則」から独立して「第五」となる。

二 カリキュラム

以下は、本節一項で取り上げた『東京音樂學校一覽』の「規則」のうち、「學科課程」だけを取り出し、その変遷を整理したものである。明治二十二年以降、カリキュラムに目立った改正がみられるのは二十六年、三十三年、四十二年で、これは規則の変遷と対応している。ただし二十六年のカリキュラム改正はそれほど大がかりなものではない。四十二年については「規則」同様、第二卷で扱うこととし、大きく変更された場合以外はここでも改正箇所のみを記載するにとどめる。
以下のカリキュラムの資料の出典はすべて『東京音樂學校一覽』である。また年度の表記は前出の「規則」と同様である。

明治二十二年～二十三年

第二 學科課程

第一 豫科ノ學科課程ハ左ノ如シ

倫理	倫理要旨	一年間	每週	一時
唱歌	單音唱歌	同	同	十時
洋琴	右手左手練習、双手練習	同	同	九時

第二 師範部學科課程ハ左ノ如シ

第一年

音樂論	樂典、寫譜法	同	同	三時
文學	和漢文	同	同	三時
英語	讀力、會話	同	同	二時
體操、舞蹈	徒手運動、練聲運動、方舞、演習	同	同	二時

倫理	倫理要旨	一年間	每週	一時
----	------	-----	----	----

聲樂	高等單音唱歌、複音唱歌	同	同	八時
----	-------------	---	---	----

器樂	鋼琴	同	同	十時
----	----	---	---	----

風琴	觸擊法、發相法等、樂曲練習「バイオリン」生徒ハ四時間ヲ欠ク、姿勢、用弓法、手指運用法、樂曲練習	同	同	四時
----	---	---	---	----

音樂論	音樂理論	一年間	每週	二時
-----	------	-----	----	----

音樂史	本邦及歐洲音樂史	同	同	二時
-----	----------	---	---	----

文學	詩歌學、作歌	同	同	二時
----	--------	---	---	----

英語	讀方、作文、文法	同	同	三時
----	----------	---	---	----

體操、舞蹈	徒手運動、練聲運動、方舞、演習	同	同	二時
-------	-----------------	---	---	----

第二年

倫理	倫理要旨	一年間	每週	一時
----	------	-----	----	----

聲樂	諸重音唱歌	同	同	八時
----	-------	---	---	----

器樂	鋼琴	同	同	十時
----	----	---	---	----

風琴	觸擊法、發相法等、樂曲練習	同	同	十時
----	---------------	---	---	----

バイオリン	姿勢、用弓法、手指運用法、樂曲練習	同	同	十時
-------	-------------------	---	---	----

箏	調絃法、單彈法、複彈法、初歩	同	同	二時
---	----------------	---	---	----